

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日)

目 次

- ◇ 訓 令 鳥取県統計調査調整規程の一部を改正する訓令
- ◇ 告 示 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定

健康保険法による保険医療機関の指定
健康保険法による保険医の登録
健康保険法による保険薬剤師の登録
土地改良事業の認可

土地改良事業計画の変更の認可
基本測量を実施する旨の通知

- ◇ 公安告示 昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正
- 風俗営業等取締法による聴聞の実施

訓 令

鳥取県訓令第六号

鳥取県統計調査調整規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十七年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県統計調査調整規程の一部を改正する訓令

鳥取県統計調査調整規程（昭和三十四年一月鳥取県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

- 2 この規程において、「課」とは、鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）第六条第一項及び第二項の規定により設置された秘書課及び課並びに鳥取県出納室設置規則（昭和四十三年六月鳥取県規則第五十一号）第一条の規定により設置された出納室をいう。
- 第二条第四項中「、副参事」を削る。

第三条第二項及び第四条第二項中「総務部長」を「企画部長」に改める。

附 則

この訓令は、昭和四十七年四月十八日から施行する。

告示

鳥取県告示二百九十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十七年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	指定年月日
前田小児科医院	鳥取市大工町頭一二	昭和四十七年四月十四日
医療法人寿生会 幡病院	雲山字大道の下五七	"
鳥取県立整肢学園	米子市上福原字北浜沖開 一、七五一	" 一日
後藤内科医院	両三柳五区 四、五一八の三	"
川本内科医院	倉吉市上井町二丁目二	"
那家町立私都診療所	八頭郡那家町麻生	"
日南町国民健康保険 多里診療所	日野郡日南町荻原 一五五の一	"
石見診療所	上石見 七六六の二	"

有限会社 山田薬局

米子市道笑町二丁目八

"

九日

今井薬局

境港市佐斐神町一、一六一

"

小川齒科医院

米子市道笑町四丁目六六

"

一日

トイゴー薬局

東伯郡東郷町中興寺
四〇〇一三

"

鳥取県告示二百九十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十七年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	指定年月日
サンマリタン 耳鼻咽喉科	米子市久米町三一	昭和四十七年三月二十三日
林原外科医院	東伯郡赤碓町赤碓一〇九二	" 二十六日
神鳥眼科医院	米子市博労町四丁目三三二	" 十五日
岡齒科医院	上後藤三〇四の三	"

鳥取県告示第二百九十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十七年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
竹 下 研 三	鳥医第一、六六五号	昭和四十七年三月一日

鳥取県告示第二百九十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十七年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
荒 木 真 澄	鳥医第一、六六六号	昭和四十七年三月二十三日

鳥取県告示第二百九十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険

薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十七年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
坂 口 伊 代 子	鳥薬第二六三号	昭和四十七年三月十六日

鳥取県告示第二百九十七号

倉吉市鴨河内二六二三番一地主笠清市ほか六人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(生竹地区ほ場整備)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年四月十三日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百九十八号

淀江町長から申請のあつた町営土地改良(西原地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年四月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百九十九号

国府町長から申請のあつた町営土地改良(杉ノ下地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年四月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百号

国府町長から申請のあつた町営土地改良(植ノ田地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年四月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百一号

国府町長から申請のあつた町営土地改良(大地戸地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年四月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百二号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良(倉坂地区は場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第六項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年四月十四日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第八項の規定により告示する。

昭和四十七年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類

基本測量

二 作業期間

昭和四十七年四月二十日から昭和四十七年十一月三十日まで

三 作業地域

倉吉市、鳥取市、青谷町、鹿野町、気高町、東郷町、三朝町、羽合町、北条町、大栄町、東伯町、赤碕町、関金町、泊村、中山町、名和町、大山町、岸本町、溝口町、江府町、日野町、郡家町、八東町、船岡

町、河原町、佐治村、用瀬町、智頭町、若桜町、岩美町、国府町及び福部村

鳥取県告示第三百四号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(癖の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十七年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県立科学博物館 鳥取市東町二丁目一三」を「鳥取県立博物館

鳥取県教育研究所 鳥取市東町一丁目二〇」を「鳥取県教育研究

鳥取市東町二丁目一三

所 鳥取市西町三丁目二〇二」に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年四月十八日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十七年四月二十七日午後一時から

鳥取市東町二丁目二二〇

鳥取県議会議事堂第二委員会室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市元町二〇八 西 山 雪 子

鳥取市今町一丁目四五 岡 垣 幸 江

鳥取市古市二の七 木 下 與 平